

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第18号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書)			(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書)		
<b>第4条</b> 省令第52条第1項に規定する規則で定める図書は、次の表に掲げる図書とする。			<b>第4条</b> 省令第52条第1項に規定する規則で定める図書は、次の表に掲げる図書とする。		
図書の種類	明示すべき事項	図書の様式	図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
(略)			(略)		
日影図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の <u>30</u> の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)	日影図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の <u>29</u> の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。